

徳島大学先端酵素学研究所藤井節郎記念医科学センター利用料について

平成27年11月18日

先端酵素学研究所藤井節郎記念医科学センター長裁定

徳島大学先端酵素学研究所藤井節郎記念医科学センター施設利用規則第8条第2項の利用料について以下のとおり定める。

1. 利用者に学外者が含まれる場合は、学外者用利用料相当額を徴収するものとする。
ただし、自治体等公的機関からの派遣についてはこの限りでない。
2. 利用料は、年度ごとの一括払いとし、各年度の使用開始日から2か月以内に納入するものとする。

上記1にかかわらず、平成27年11月18日に現に利用しているプロジェクト等の利用料は、その利用期間終了までは従前のおりとする。